

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 28 日（金）第3335号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令	（森づくり推進課取扱い）	1
○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令	（森づくり推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	4
○家畜伝染病の発生	（畜産課取扱い）	5
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い）	5
公 告		
○一般競争入札公告	（生活衛生課取扱い）	5
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（7件）	（商工政策課取扱い）	7
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	11

告 示

鹿児島県告示第836号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，鹿屋市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，始良市，大崎町，東串良町，南種子町，屋久島町，龍郷町，徳之島町，天城町，伊仙町及び和泊町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成29年 8 月 28 日から平成30年 3 月 20 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか，又は当該樹木を伐倒してはく皮し，並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって，松くい虫の付着し，又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し，又は管理する者は，当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか，又は当該根株をはく皮し，並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫の付着し，又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地か

ら分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成30年3月20日（火）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積	
		ヘクタール		本又は株	
		実施に要した費用			
実施地区又は場所	実施期間	種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第837号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市, 指宿市, 西之表市, 薩摩川内市, 霧島市, 南九州市及び錦江町の区域内に存する松林のうち次の区域(「次」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成29年 8 月 28 日から平成30年 3 月 20 日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し, 又は管理する者は, 当該松の樹木を伐倒して破砕するか, 又は当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており, 2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し, 同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については, 森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は, 破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては, 15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は, 平成30年 3 月 20 日(火)までに, 森林病虫害等駆除実施届出書(別記様式)を, 知事に提出しなければならない。

(4) 知事は, 森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは, 当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し, 損失補償金を交付する。

(5) 知事は, 2に掲げる措置を行うべき松林を所有し, 又は管理する者が, 1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき, 行っても十分でないとき, 又は行う見込みがないときは, 当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は, (5)に掲げる措置を行った場合において, その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは, その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(7) 1の(1)の区域内において松林を所有し, 又は管理する者は, この告示の日から2週間以内に, 理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年月日から 年月日まで	人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第838号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人ホームオアシスケアヴィラ霧島	霧島市霧島田口2280番94	介護の森株式会社	鹿児島市金生町7番10号	日高憲太郎	平成29年7月1日	特定施設入居者生活介護
株式会社ピース	奄美市名瀬仲勝町1番地23コーポさくら	株式会社ピース	奄美市名瀬仲勝町1番地23コーポさくら	平 貴之	平成29年7月1日	福祉用具貸与
株式会社ピース	奄美市名瀬仲勝町1番地23コーポさくら	株式会社ピース	奄美市名瀬仲勝町1番地23コーポさくら	平 貴之	平成29年7月1日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第839号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人	霧島市霧島田口	介護の森株式会社	鹿児島市金生町	日高憲太郎	平成29年	介護予防

ホームオアシス ケアヴィラ霧島	2280番94	社	7番10号		7月1日	特定施設 入居者生 活介護
株式会社ピース	奄美市名瀬仲勝 町1番地23コー ポさくら	株式会社ピース	奄美市名瀬仲勝 町1番地23コー ポさくら	平 貴之	平成29年 7月1日	介護予防 福祉用具 貸与
株式会社ピース	奄美市名瀬仲勝 町1番地23コー ポさくら	株式会社ピース	奄美市名瀬仲勝 町1番地23コー ポさくら	平 貴之	平成29年 7月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿児島県告示第840号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	鹿児島市	平成29年 7 月 13 日

鹿児島県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年 7 月 6 日付で曾於東部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
と畜・食鳥検査管理システム開発業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
入札説明書による。
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治体等におけると畜・食鳥の検査管理システムの構築から本稼働までの実績（1箇所のと畜場でと畜検査を1日あたり1,500頭以上処理）を有する者であること。
- (3) 鹿児島県内に本社若しくは事業所等の拠点を持ち、その拠点において、システム等の導入及び保守等の事務を実施している者であること。

- (4) 要求仕様書に記載する役務を提供することができることを証明した者であること。
- 3 入札参加資格の審査等
- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
- ア システム開発・稼働実績証明書（別記第 3 号様式：食肉衛生検査所等における本システムの開発から本稼働までの実績に関する証明を事例毎に記入すること。）
- イ 機能等証明書（別記第 4 号様式：既存システムの稼働状況等を確認した上で、役務の提供が可能であるか項目毎に記入すること。確認方法等は要求仕様書の第 2 の 7 のその他のとおり。）
- ウ 返信用封筒 1 部（審査結果通知用。長 3 封筒に 82 円切手を添付し、通知先の住所、会社名及び担当部署等を記入すること。）
- (2) 提出場所及び提出期限
- ア 提出場所
鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- イ 提出期限
平成 29 年 8 月 9 日午後 5 時
- (3) 資格審査の結果
資格審査の結果は、平成 29 年 8 月 17 日までに書面により通知する。
- (4) 提出書類に関する説明
資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) その他
- ア 提出書類の作成に関する経費は、提出者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成 29 年 8 月 21 日午前 11 時
- イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）管財課入札室
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3 の(2)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
3 の(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提

出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金
免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格
設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2788
ファックス番号 099-286-5562

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年7月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年7月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年7月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リナシティかのや
鹿屋市大手町1番1号

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 外2社
株式会社鹿屋大隅地域おこし公社 代表取締役 西中健司
鹿屋市共栄町17番23号
株式会社桜開発 代表取締役社長 立元大
鹿屋市寿一丁目5番12号
有限会社ローズティ 代表取締役 吉留巧
鹿屋市古前城町6番16号
- (2) 変更後 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 佐々木勉
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 外2社
株式会社鹿屋大隅地域おこし公社 代表取締役 西中康記
鹿屋市共栄町17番23号
株式会社ローズティ 代表取締役 吉留巧
鹿屋市古前城町6番16号

3 変更年月日

- (1) マックスバリュ九州株式会社に係る変更 平成28年5月23日
(2) 株式会社鹿屋大隅地域おこし公社に係る変更 平成24年6月7日
(3) 株式会社桜開発に係る変更 平成27年10月31日
(4) 株式会社ローズティに係る変更 平成29年5月1日

4 届出年月日

平成29年5月23日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年7月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年7月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年7月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ薩摩川内店
薩摩川内市勝目町字正平4086番1

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤修一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- (2) 変更後 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更年月日

平成23年6月9日

4 届出年月日

平成29年7月18日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年7月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年7月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ霧島店
霧島市隼人町真孝字鶴牟田489番1

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤修一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- (2) 変更後 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更年月日

平成23年 6 月 9 日

4 届出年月日

平成29年 7 月 18 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年7月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年7月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ出水店
出水市黄金町530番地 外9筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤修一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- (2) 変更後 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更年月日

平成23年 6 月 9 日

4 届出年月日

平成29年 7 月 18 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年7月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年7月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ志布志店
志布志市志布志町安楽字水留178番4

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤修一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(2) 変更後 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更年月日

平成23年 6 月 9 日

4 届出年月日

平成29年 7 月 18 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年7月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年7月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル東開店
鹿児島市東開町東開3番16号 外3筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 変更後 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 檜木野仁司
福岡市東区多の津一丁目12番2号

3 変更年月日

平成29年 6 月 19 日

- 4 届出年月日
平成29年 7 月 20 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年7月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年7月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するように提出すること。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル隼人店
霧島市隼人町真孝字鶴牟田480 外18筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - (2) 変更後 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 檜木野仁司
福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 変更年月日
平成29年 6 月 19 日
- 4 届出年月日
平成29年 7 月 20 日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 7 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市樋脇町塔之原字小野原10821番1, 10822番1, 10822番2, 10823番, 10824番, 10832番1, 10833番, 10834番, 10835番及び10840番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃